

30文科高第454号
私振補第49号
平成30年9月11日

学校法人 理事長 殿

文部科学省高等教育局
私学部長 村田 善則

(公印省略)

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 清家 篤

(公印省略)

平成31年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の
取扱について (通知)

標記について、下記のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

記

1. 超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置について

平成27年7月10日付27文科高第361号及び私振補第30号で通知した「平成28年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について (通知)」において、「平成31年度から、入学定員充足率が1.0倍を超える入学者がいる場合、超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する。」としていたことについては、平成28年度から平成30年度までの3年間にわたって段階的に実施した不交付となる入学定員超過率の厳格化により、三大都市圏における入学定員超過や三大都市圏以外の地域における入学定員未充足の改善(※1)、三大都市圏に所在する大・中規模大学における入学定員を超える入学者数の縮減(※2)といった効果が見られることや、後記「2. 入学定員充足率が1.0倍以下の場合の増額措置」を実施することになっていることを踏まえて、当面実施を見送り、後記措置の実施状況及び効果等を検証しつつ、3年後を目途に実施の要否を検討することとする。

※1 私立大学の入学定員充足率の推移

	三大都市圏	その他の地域
平成26年度	106.22%	95.87%
平成30年度	103.18%	100.81%

出典：私立大学・短期大学等入学志願動向（日本私立学校振興・共済事業団）

※2 三大都市圏の大・中規模大学（収容定員4,000人以上）における入学定員を超える入学者数

平成26年度 27,479人 → 平成29年度 19,648人

（日本私立学校振興・共済事業団において補助金算定に用いたデータによる。）

2. 入学定員充足率が1.0倍以下の場合の増額措置について

同通知において、「入学定員充足率が0.95倍以上、1.0倍以下の場合には、一定の増額措置を行う」としていたことについては、入学定員のより厳格な管理及び学生確保に向けたより一層の努力を促す観点から、入学定員充足率が0.9倍以上、1.0倍以下の場合には、下表の「学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）による増減率」により補助金の基準額（経常的経費×補助率）を増額する措置を平成31年度より行うこととする。

【学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）による増減率】

入学定員充足率	100%～95%	94%～90%
増額割合	+4%	+2%

※医歯学部を除く

○別添資料：私学助成における定員管理の適正化について

本件連絡先

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

TEL：03-5253-4111（内線2028）

日本私立学校振興・共済事業団助成部補助金課

TEL：03-3230-7297

[参考]

◆平成 28 年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について
(通知) (平成 27 年 7 月 10 日 27 文科高第 361 号・私振補第 30 号) 抄

1～2 (略)

3. 基準改正の内容

(1) (略)

(2) 入学定員を上回る学生分の減額等

平成 31 年度から、入学定員充足率が 1.0 倍を超える入学者がいる場合、超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する。現在の一般補助における教育研究経常費等の算定の中でも、学部において収容定員充足率が 1.0 倍を超えている学生分は措置していないが、平成 31 年度からは、入学定員充足率が 1.0 倍を超える入学者に見合う額をさらに減額する予定である。一方で、定員管理の適正化に向けた努力をする中で、結果として定員を下回ることも考えられることから、入学定員充足率が 0.95 倍以上、1.0 倍以下の場合には、一定の増額措置を行う予定である。

(中略)

本取扱については、新しい算定基準であるため、平成 30 年度までの私立大学等経常費補助金が不交付となる定員充足率の厳格化の状況も勘案しつつ、詳細の基準については引き続き検討していくこととする。

以下 (略)

私学助成における定員管理の適正化について

これまでの措置

- 大学における在籍学生数については、大学設置基準の規定を踏まえ、**学生定員に対する在籍学生数の割合(「定員充足率」)を1.0とすることが原則として求められる。**
- また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)においては、「**大都市圏、なakanずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なakanずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方を検討し、成案を得る**」とされている。
- このため、主として大・中規模の大学を中心に入学定員超過を抑制するため、**入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする基準**を28～30年度にかけて段階的に**厳格化**する措置を実施した。

<入学定員充足率による不交付基準の厳格化>

	収容定員8,000人以上	収容定員4,000～8,000人	収容定員4,000人未満
27年度まで	1.20倍以上	1.30倍以上	1.30倍以上
28年度	1.17倍以上	1.27倍以上	
29年度	1.14倍以上	1.24倍以上	
30年度以降	1.10倍以上	1.20倍以上	

上記措置導入時(27年度)に予定されていた31年度以降の対応

- ①入学定員充足率が100%を超える場合に超過入学者数に応じて減額(ペナルティ措置)
- ②入学定員充足率が95～100%の場合に増額(インセンティブ措置)

現状

- 大学の入学定員充足率 ⇒ **三大都市圏で超過が改善、その他の地域で未充足が改善**

	三大都市圏	その他の地域
26年度	106.22%	95.87%
30年度	103.18%	100.81%

出典：私立大学・短期大学等入学志願動向
(日本私立学校振興・共済事業団)

- 大規模大学の入学定員超過数 ⇒ **超過人数が縮減**

三大都市圏の大・中規模大学(収容定員4,000人以上)における入学定員を超える入学者数

26年度 27,479人 → 29年度 19,648人 (▲約8,000人)

※日本私立学校振興・共済事業団において補助金算定に用いたデータによる。

- 入学希望者への影響

入学定員を厳密に管理するために数次にわたる合格者決定を行うことから、合格者の最終決定に至る期間が長期化し、入学希望者に経済的及び心理的負担を与える場合が生じている、との意見がある。

31年度以降の対応

入学定員充足率の不交付基準厳格化により大都市圏を中心とする入学定員超過の適正化に一定の効果がみられることを踏まえ、教育条件の一層の維持向上のため、**定員管理適正化に向けたさらなる積極的な努力を促すためのインセンティブ措置のみを実施**

平成31年度以降の入学定員充足率の取扱いについて

改正点：平成27年7月10日付「平成28年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）」により、
教育研究経常費の学生数の算定において、学部等の入学定員充足率が90～100%の場合に増額措置を行う。

【現行】学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）により増減



【見直し】

学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）による増減に加え、学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）が90～100%の場合に増額措置を実施

＜追加：入学定員充足率による増減率表＞

増減率	4%	2%	0%
入学定員充足率	100～95%	94～90%	89%～

※医歯学部を除く

※入学定員充足率が100%を超える場合の入学者数（超過学生数）に応じた減額措置については、当面実施を見送り、上記措置の実施状況及び効果等を検証しつつ、3年後を目途に実施の可否を検討

平成27年7月10日付 27文科高第361号・私振補第30号

「平成28年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）」（抄）

3. 基準改正の内容

（2）入学定員を上回る学生分の減額等

平成31年度から、入学定員充足率が1.0倍を超える入学者がいる場合、超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する。現在の一般補助における教育研究経常費等の算定の中でも、学部において収容定員充足率が1.0倍を超えている学生分は措置していないが、平成31年度からは、入学定員充足率が1.0倍を超える入学者に見合う額をさらに減額する予定である。一方で、定員管理の適正化に向けた努力をする中で、結果として定員を下回ることも考えられることから、入学定員充足率が0.95倍以上、1.0倍以下の場合には、一定の増額措置を行う予定である。

本取扱いについては、新しい算定基準であるため、平成30年度までの私立大学等経常費補助金が不交付となる定員充足率の厳格化の状況も勘案しつつ、詳細の基準については引き続き検討していくこととする。